

資料 3-4

244-1847
平成28年8月10日

各所属長 殿

福祉保健部長

障がい及び障がいのある人への理解に関する県民への啓発について（依頼）

障がい者福祉行政の推進について、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本県では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）及び「障がいのある人もない人もともに暮らしやすい宮崎県づくり条例」に基づき、障がいや障がいのある人に対する県民の理解を促進するための啓発等に取り組んでいるところであります。

そのような中、7月26日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

全ての国民は、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであって、このようなことは決してあってはならないことであり、障がいのある人が、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を営めるよう、様々な機会を通じて、障がい及び障がいのある人に対する県民の理解をより一層推進していくことが必要であると考えております。

つきましては、各所属におかれましても、各種イベントでのあいさつにおける呼びかけ等、様々な機会を捉え、障がい及び障がいのある人への理解について、県民への啓発に取り組んでいただきたいと存じます。

なお、下記のとおり、会議等でのあいさつ文案を作成しましたので、それぞれの場面に応じて、御活用いただきますようお願いいたします。

記

（あいさつ文案）

あいさつをさせていただく前に、お願いがございます。

今年4月から、「障害者差別解消法」及び「障がいのある人もない人もともに暮らしやすい宮崎県づくり条例」が施行され、県では、この条例に基づき、障がいや障がいのある人に対する県民の理解を促進するための啓発等に取り組んでいるところであります。

そのような中、7月26日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

このようなことは決してあってはならないことであり、障がいのある人が、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を実現するために、ひなたのような温もりのある県民性でもって、障がい及び障がいのある人への理解のより一層の推進について御理解と御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

問合せ先
障がい福祉課 地域生活支援担当 猪八重
TEL: 0985-32-4468 FAX: 0985-26-7340